

5月定例連絡委員幹事会

とき 令和7年5月7日(水) 午後3時
ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) へきなん地域福祉ハッピープランにおける地域福祉推進会議の開催について(依頼)
(福祉課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1~2 (資料1)
- (2) 令和7年度へきなんヘルスキーパー事業へのご協力について(お願い)
(健康課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3~6 (資料2)
- (3) 生活習慣病予防健診の無料体験受診について (ご案内) (健康課) P7~9 (資料3)
- (4) 自動体外式除細動器 (AED) の貸出について (地域協働課) ・・・ P10 (資料5)
- (5) 令和7年度コミュニティ助成事業について (地域協働課) ・・・ P11~15 (資料6)

4 その他

- (1) 令和7年度碧南市消防団観闘式の挙行について
- (2) 元気ッス！へきなんの開催について

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に
いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に
元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に
話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に
自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清新的な文化の町に
若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

令和7年5月7日

碧南市連絡委員各位

福祉部福祉課

課長 磯貝 浩

福祉部高齢介護課

課長 小林 圭介

碧南市社会福祉協議会地域福祉課

課長 中川 英治

へきなん地域福祉ハッピープランにおける地域福祉推進会議の開催について（依頼）

本市では令和2年度にアンケートやヒアリング、地域福祉推進会議などを通じて市民の皆様からご意見をいただき、へきなん地域福祉ハッピープラン（第3次碧南市地域福祉計画・第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）を令和3年度から令和8年度までの6年計画として策定いたしました。

「地域で築く つながり 支えあうまち へきなん」を基本理念とし、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域福祉を推進しているところです。

本計画の推進の場として、引き続き市内6地区で地域福祉推進会議（以下「本会議」という）を開催し、地域課題の共有や検討をしていきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本会議は、碧南市高齢者ほっとプラン（第9期高齢者福祉・介護保険事業計画）に掲載しております高齢者の生活支援を担う各団体との定期的な情報共有、連携の場（話し合いの場・協議体）としても位置付けされております。

記

1 取組内容

市内6地区（新川、中央、大浜、棚尾、旭及び西端）において地域福祉に関する地域福祉推進会議を前年度に引き続き年2回程度実施する。

2 地域福祉推進会議出席依頼者

各地区の代表者（連絡委員正副幹事、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、子ども会役員等の各団体及び医療・福祉関係事業所）等

3 その他

地域福祉推進会議出席者については、前年度出席者（またはその後任）を基本として、個別に依頼を行う。

連絡先 福祉課	福祉総務係	担当	金原寛 95-9851
高齢介護課	地域支援係	担当	羽佐田美和子 95-9890
社会福祉協議会	地域福祉課	担当	古川裕隆 46-3701

連絡先 健康課 成人保健係
担当 若林 美代子
電話 48-3751

令和7年5月7日

碧南市連絡委員 各位

碧南市健康を守る会
会長 山中 寛紀

令和7年度へきなんヘルスキーパー事業へのご協力について(お願い)

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から保健衛生事業の推進について格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり今年度の事業を計画しておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 令和7年度へきなんヘルスキーパー活動内容について (資料1)
- 2 へきなんヘルスキーパー活動助成事業補助金について (資料2)

資料 1

令和 7 年度へきなんヘルスキーパー活動内容について

1 健（検）診の受診勧奨活動に関すること

生活習慣病予防健診（乳がん検診、前立腺がん検診含む）の無料体験受診及び健（検）診の受診勧奨活動

2 市が実施する保健事業への協力および参加に関すること

(1) 公民館まつり

ア 日時・会場等

	日 程	会 場	対象地区
1	令和 7 年 11 月 2 日（日）	新川公民館	久沓、田尻、西松江、東松江、鶴ヶ崎、千福、浜尾、東山、西山
2	令和 7 年 11 月 9 日（日）	中部公民館	道場山、天王、中山
3	令和 7 年 11 月 16 日（日）	農業者コミュニティセンター	西端
4	令和 7 年 12 月 7 日（日）	日進公民館	伏見屋、平七
5	令和 8 年 1 月 18 日（日）	棚尾公民館	棚尾

全て午前中の予定です。

イ 活動内容

保健センターブースへの協力（けんこうクイズ、健康チェック等の健康づくりの普及啓発等）

(2) 総合防災訓練

ア 日 時 令和 7 年 11 月 9 日（日）午前

イ 会 場 旭地区（未定）

ウ 対象地区 全地区

エ 活動内容 保健センターブースへの協力（災害時の健康管理等の普及啓発等）

(3) 謝礼

参加のヘルスキーパーに対して、1,000円／回の謝礼

※参加協力は、希望制です。

3 健康づくりに関する知識の普及に関すること

- (1) へきなん健康づくり21プラン推進講演会 年1回
- (2) 市民健康教育講座 年6回
- (3) ゲートキーパー研修会等の健康課が実施する講習会

※研修会等の出席は、希望制です。

4 健康増進に関すること

- (1) へきなんヘルスキーパー活動助成事業補助金

健康に関する教室等の保健事業の企画・実施の継続を希望する地区に、
50,000円／年を上限として助成

※希望される地区は、健康課へご連絡をお願いします。

- (2) 地区への情報発信

市ホームページ等で随時行います。

へきなんヘルスキーパー活動助成事業補助金について

1 補助金の目的

へきなんヘルスキーパーを設置する地区に対し、市民の健康保持及び増進を図ることを交付の目的に、地区が実施する健康づくり活動に要する経費を助成する。

2 補助金の額

1 地区につき年間 50,000 円以内

3 補助金の交付先

へきなんヘルスキーパーを設置する地区

4 申請提出書類

(1) へきなんヘルスキーパー活動助成事業補助金交付申請書

(2) へきなんヘルスキーパー活動計画書

(3) へきなんヘルスキーパー活動助成事業補助金交付請求書

※書類は、交付を希望される地区に送付いたします。

5 申請提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）

6 提出先

碧南市健康課（保健センター）成人保健係

天王町 1 丁目 70 番地

7 実績報告

(1) 提出書類

ア へきなんヘルスキーパー活動実績報告書

イ へきなんヘルスキーパー活動収支決算報告書

※実績報告を提出していただく際に各支払金額を確認するため、領収書が必要になりますので保管をお願いします。

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

連絡先 健康課 成人保健係
担当 若林 美代子
電話 48-3751

令和7年5月7日

碧南市連絡委員 各位

碧南市健康を守る会
会長 山中 寛紀

生活習慣病予防健診の無料体験受診について（ご案内）

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

生活習慣病予防健診は、病気の早期発見・早期治療につながるだけでなく、自分からだの状態を知り生活習慣を見直す機会ともなりますので、年1回はご自身の健康管理のために受診をお勧めしています。

そこで、へきなんヘルスキーパーの顧問としての連絡委員（西端地区は町内会長含む）の皆様におかれましては、事業へのご協力をお願いするにあたり、下記の内容で生活習慣病予防健診の無料体験受診を実施いたしますので、ぜひご利用ください。

記

1 健診の種類及び内容

Cコース（満30歳以上の総合健診）→自己負担8,000円を無料

※胃のレントゲン撮影を希望されない方及び6か月以内に撮影を実施された方は、

Bコース（準総合健診）→自己負担5,000円を無料の受診をお勧めします。

2 受診期間

令和7年5月～令和8年3月

※各コース実施日については別紙「令和7年度生活習慣病予防健診のご案内」をご参考ください。

3 場所・申込み及び問合せ先

碧南市保健センター（碧南市天王町1-70）

4 申込み方法

(1) 電話、ファックス、メールで予約をお願いします。

・電話：（0566）48-3751

・ファックス：（0566）48-2165

・メール：kenkouka@city.hekinan.lg.jp

※予約時は、必ず「連絡委員」とお申し出、またはご記載ください。

(2) 申込み期限は、健診日の10日前までです。関係書類はご自宅に郵送します。

(3) その他

B、Cコース以外に、

・Eコース（腹部超音波検査、自己負担金3,000円）

・骨粗しょう症検診（自己負担金500円）

・前立腺がん検診（自己負担金1,000円）（50歳以上の方）

・胃がんリスク検査（自己負担金1,500円）（65歳未満の方）

も同時に受診できます。

※碧南市国民健康保険、愛知県後期高齢者医療保険加入者は、上記金額より半額免除（胃がんリスク検査を除く）されますので、申込みの際にお申し出、またはご記載ください。

《令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内》

【健診会場一覧】 健診会場:碧南市保健センター(碧南市天王町1丁目70番地)

要予約 ※令和7年2月3日(月)より受付開始
(健診日の10日前まで予約可)

[檢查內容]

【結果交付について】

婦人総合健診・乳がん検診・子宮頸がん検診は、おむすね4週間に結果を交付します。

500円	単独受診は5名 採血でPSA(前立腺特異抗原)検査
200円	単独受診は5名 超音波骨評価装置で測定します。

500円	単独受診は5名 採血でPSA(前立腺特異抗原)検査
200円	単独受診は5名 超音波骨評価装置で測定します。
1,400円 [内訳②]	子宮頸部細胞検査+内診、血液検査等、乳房X線検査(マンモグラフィ) 子宮頸部:バストオル 等(うち):乳頭がん:1,000円 乳がん:1,400円 血液検査等: [内訳②]子宮頸がん:500円 乳がん:700円 血液検査等:200円
700円	上記がんX線検査 乳房X線検査(マンモグラフィ)

参考 持ち物:バスチル

〒102-0071 東京都千代田区霞が関2-1-10
TEL(03)3211-2165 FAX(03)3211-2166
kenkouka@city

暴風警報などが発令された場合は、健診等の事業

※胃がんリスク検査・前立腺がん検診・骨相しよう症検診は、A・B・Cコースと同様受診の場合はA・B・Cコースの定員に準じます。

連絡先 地域協働課共生協働係
担当 水村・杉浦
電話 95-9872

令和 7 年 5 月 7 日

碧南市連絡委員各位

地域協働課長 堀 田 葉 子

自動体外式除細動器（A E D）の貸出について（ご案内）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の貸出について、下記のとおりご案内します。

記

1 目的

本市で開催される多くの市民が集まるイベント等において、その参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、当該イベント等を主催する団体等へA E Dを無償で貸出する。

2 貸出個数

1 個

3 貸出期間

原則 1 週間以内

4 申請先

碧南市役所地域協働課共生協働係

5 留意事項

貸出し期間中におけるA E Dの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担となります。また、電極パッドその他A E Dに付属する消耗品を使用した場合も、借受者の負担により交換してください。

連絡先	地域協働課共生協働係
担当	水村・岡本
電話	95-9872

令和7年5月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課
課長 堀田葉子

令和7年度コミュニティ助成事業について（募集）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年、一般財団法人自治総合センターで実施しているみだしの助成事業について、昨年度、旭地区分の申請を行いましたが、3月末に愛知県を通じ不採択の回答を受けました。今年度について、正式募集はまだありませんが、それに備え例年どおり募集を行います。

記

1 実施要綱

別紙のとおり（令和7年度要綱）

2 事業の流れ

令和7年度に県へ申請及び予算取り、令和8年度に実施及び補助金支払い。

3 選考方法

平成23年から申請する地区順を決めており、本来であれば棚尾地区となります。昨年度申請の旭地区分が不採択となったため、今年度の申請も旭地区としたいと思います。

財源である宝くじの収益が減少している点、全国的に申請件数が増えている点から、旭地区のように不採択となるケースが近年特に増加しています。必ずしも採択されるものではないことを十分にご留意ください。

4 申請に必要な書類

- (1) コミュニティ助成事業申請書
- (2) 事業計画に関する商品等の見積書

- (3) 事業計画に関する商品等のパンフレット
- (4) 町内会組織の規約
- (5) 令和7年度事業計画書及び予算書
- (6) その他参考資料

5 書類の提出期限

令和7年9月（予定）

6 書類の提出先

地域協働課共生協働係

7 その他

- (1) 助成を受けられることになった場合、当初の申請内容からは原則変更はできませんので、ご承知おきください。ただし、やむをえない理由（例、購入予定の備品が廃盤になった等）で変更がある場合は直ちに市役所に相談してください。
- (2) 購入した備品にはイメージキャラクターの表示が必要です。表示にかかる費用は補助対象になります。
- (3) 事業開始は来年度で、事業完了後に実績報告を提出する必要があります。
- (4) 購入後に必要となる経費（修理費、消耗品購入費等）については、各地区で負担してください。
- (5) 見積書の宛先は「碧南市」としてください。

令和7年度コミュニティ助成事業実施要綱（一部抜粋）《参考》

第1 趣旨

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

(1) 宝くじの社会貢献広報の効果が發揮できるもの。

(2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。

(3) 令和7年4月1日以降に実施し、令和8年3月31日までに完了するもの。

(4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。

2. 次のものは助成対象外の経費とする。

(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスター・チラシ及び看板等に宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

2. 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

コミュニティ助成について

助成地区の選定基準

- 1 応募する地区単位は、新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端の6地区とする。
- 2 原則、別表の順番のとおり助成に該当する地区に購入希望がない場合は、別表の順番を繰り上げて助成する。
- 3 その他、特別の事情がある場合は、碧南市と各地区で協議し、助成地区を決定する。

7年度	旭
8年度	棚尾
9年度	西端
10年度	大浜
11年度	新川

※大浜→中央→新川→旭→棚尾→西端→大浜→新川→旭→中央→西端→大浜→棚尾
→新川→旭→西端（最初に戻る）

※上記の順番は、各地区の区民館数を考慮した順番であり、平成23年9月の連絡委員幹事会にて承認されました。

変更後（案）

7年度	旭（不採択）
8年度	旭
9年度	棚尾
10年度	西端
11年度	大浜

対象外備品一覧(問い合わせ多数のもの)

	備品名	備考
1	天井埋め込み式エアコン	建物と一体とみなされるため
2	電球のみ	提灯とセットでの購入の場合は対象
3	システムキッチン	建物と一体とみなされるため
4	子ども用一輪車	車両とみなされるため
5	コップ、湯呑み等	一般調理器具にあたるため ※お祭りで使うお鍋は対象
6	防犯カメラ	コミュニティ活動の推進に直接資するものではないため
7	消火器	防災目的及び消耗品とみなされるため
8	スクリーン(固定タイプ)	建物と一体とみなされるため
9	消耗品	
10	マッサージチェア	個人利用に留まるもの及びコミュニティ活動の推進に直接資するものではないため
11	アコードイオンカーテン	建物と一体とみなされるため
12	電池及び充電器のみの購入	消耗品のため (備品に付属している場合は対象)
13	カーペット、絨毯	建物と一体とみなされるため (絨毯のように移動可能な場合は対象)
14	植樹用の苗木、樹木	苗木、樹木は備品ではないため
15	フェンス	
16	防災目的の備品	他の助成事業で対応可能なため
17	建物の壁面取付型掲示板	建物の一体とみなされる

※あくまで対象外備品の一部です。

※要綱、留意事項別紙1、財団HPの過去実績もご参考にしてください。